

鹿児島県立短期大学の理念・目的・教育目標

本学は以下の鹿児島県条例によりその設置が定められている。

鹿児島県立短期大学の設置及び管理に関する条例

(昭和 39 年 3 月 30 日 条例第 36 号)

(設置)

第 1 条 学校教育法第 108 条の趣旨にのっとり、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は實際生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって地域社会の発展に寄与するため、鹿児島県立短期大学（以下「県立短期大学」という。）を設置する。

また、学則もこの設置目的を受けて整備されているが、それによれば本学と学科専攻の教育研究上の目的が以下のように定められている。

鹿児島県立短期大学学則

(平成 6 年 10 月 14 日 規則第 66 号)

総則

(目的)

第 1 条 鹿児島県立短期大学（以下「本学」という。）は、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は實際生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

.....

(教育研究上の目的)

第 3 条の 2 本学では、教養教育と専門教育の有機的連携を図り、社会情勢の変化に的確に対応するために必要な課題探求・解決能力を育成すること及び社会の形成に主体的に参画するために必要な豊かな人間性を涵養することを基本に、教育研究を行う。

2 本学の学科及び専攻課程の教育研究上の目的を、前項の基本方針に従い次の表のとおり定める。

課 程	学科及び専攻課程	目 的
第 一 部 (昼間課程)	文 学 科	文学，言語及び文化を学ぶことを通して，豊かな文学的感性，柔軟な思考力，的確な表現力を有し，多様化した社会で活躍できる人材を育成すること。
	日本語日本文学専攻	日本語学，日本文学，中国文学及び日本語教育を学ぶことを通して，日本語に関する知識と表現力，文学を深く解釈し，鑑賞する能力，日本や東アジアの社会と文化に関する知識と理解を有し，多様化した地域社会で活躍できる人材を育成すること。
	英 語 英 文 学 専 攻	英語運用能力と豊かな教養を有し，多様化した国際社会に対応できる人材を育成すること。
	生 活 科 学 科	衣・食・住を中心とする生活全般を対象とした実践的な専門知識と技能の習得を通して，柔軟な思考力及び判断力を有し，地域社会に貢献できる人材を育成すること。
	食 物 栄 養 専 攻	食物及び食生活についての幅広い科学的知識と専門的知識の習得を通して，健康の維持増進のための実践的能力を有し，地域社会に貢献できる人材を育成すること。
	生 活 科 学 専 攻	衣及び住を中心とする生活全般に関わる専門知識の習得を通して，生活に関わる事象を科学的に分析・理解する能力及び質の高い生活環境をデザインする能力を有し，地域社会に貢献できる人材を育成すること。
	商 経 学 科	広く世界，日本，地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し，情報処理の技法習得を通して，柔軟な思考力と企画力を有し，地域に貢献できる人材を育成すること。
	経 済 専 攻	経済・社会の理論を学び，地域社会及び産業の分析を通して，地域の課題を発見する能力，課題解決の意欲と能力を有し，地域経済の発展に寄与できる人材を育成すること。
	経 営 情 報 専 攻	経営及び組織の理論を学び，会計・情報処理の技能習得を通して，ビジネスを企画・管理する意欲と能力を有し，地域産業の発展に寄与できる人材を育成すること。
第 二 部 (夜間課程)	商 経 学 科	広く世界，日本，地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し，情報処理の技法習得を通して，柔軟な思考力と企画力，そして豊かな人間関係の構築力を有し，地域活性化のために活躍できる人材を育成すること。

他方「鹿児島県立短期大学の基本方針」においても全学的な理念・目的を定めている。その全文は以下のとおりであるが、1) 課題探求・問題解決のできる学生の育成、2) 学術研究と実践的教育に取り組む教員、3) 適切な学生支援、4) 教育研究環境の改善、5) 地域振興・活性化への貢献、6) 学長のリーダーシップによる合意形成、ならびに7) 自己点検・評価の実施と質保証を本学の目指すべき方針と定めた(平成27年12月教授会承認事項)。なお、この基本方針は本学のホームページでも学内外に公開されている。

鹿児島県立短期大学の基本方針

- 1 本学は、教養教育と専門教育との有機的な連携をはかり、社会情勢の変化に的確に対応できる課題探求・解決能力の育成と、社会の形成に主体的に参画するために必要な優れた人間性の涵養をとおして、豊かな教養を有し職業または実生活に必要な能力を備えた社会人を継続的に送り出し、もって地域の発展に寄与することに努める。
- 2 本学に所属する教員は、たえず高い学術研究能力とすぐれた実践的教育能力の形成に尽力し、大学全体としては、個々の教員の諸能力が十分に発揮できるような学科・専攻の教員組織を編制するとともに、必要に応じてその適切な改編に努める。
- 3 本学は、学生が意欲的に学習に専念でき、満足度の高い学生生活を送ることができるよう、講義・演習・実習等に関わる修学、心身の健康、課外活動、就職活動等にわたって、必要かつ適切な学生支援をおこなう。
- 4 本学は、学生や教職員が安全で快適な学生生活および職業生活を享受することができるよう、学内の施設・設備の充実・更新をはかり、継続的に教育研究等環境を整備し改善することに努める。
- 5 本学は、県内唯一の公立短期大学として、県民の文化的かつ知的な生涯学習の一拠点を担い、地域や産業界との連携・協力を重視かつ拡充し、たえず地域の振興・活性化に貢献するよう努める。
- 6 本学は、大学の理念・目的および教育目標を達成するため、学長のリーダーシップのもとに、学内教職員の積極的な議論や参加にもとづく合意形成を重視し、自律性・合理性・機動性をそなえた適切な学内管理運営をおこなう。
- 7 本学は、定期的な自己点検・評価の努力をつうじて、教育・研究・社会貢献・管理運営等の活動の実情を正確に把握し分析するとともに、社会の課題やニーズに対応し適法性に配慮してたえず必要な改善をはかり、高等教育機関にふさわしい質保証とその質の向上に努める。

平成27年12月11日 教授会承認 / 学長決定